

# 多目的ホール等利用のしおり

## 利用申込の受付

- ① 地域協働課（兵庫区役所 8階①番窓口）で受付けます。
- ② **お電話での受付・仮予約は行っておりません。**空き状況は神戸市ホームページで公開していますが、原則月曜日更新です。最新状況はお電話でご確認ください。
- ③ 受付時間は、平日午前9時から午後5時です。
- ④ 使用申請できるのは、使用日の2ヶ月前から当日までです。
- ⑤ 複数の使用申請がある場合は、抽選により決定します。なお、抽選に参加できるのは同一団体から1名に限ります。
- ⑥ 使用を許可する場合は「兵庫区役所多目的ホール等使用許可書」を交付します。使用当日は許可書を確認の上、鍵をお渡ししますので、大事に保管してください。
- ⑦ 申請時に下記使用料を現金でお支払ください。（釣銭がないようお願いします。）
- ⑧ 使用申請を取り消す場合はご連絡をお願いします。使用日の1カ月前の日までに取り消す場合は、使用料を返還します。

## 使 用 料 に つ い て

施設	面積	定員	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
ホール	409 m <sup>2</sup>	360人	3,000円	3,500円	4,200円	12,000円
小会議室	45 m <sup>2</sup>	24人	800円	1,200円	1,600円	3,200円
中会議室	49 m <sup>2</sup>	30人	800円	1,200円	1,600円	3,200円
大会議室	65 m <sup>2</sup>	36人	900円	1,300円	1,700円	3,300円

※中会議室と大会議室は可動壁で区切られており、二室連結での使用が可能です。

※ホール付属設備 ワイヤレスマイク6本、ピンマイク1本、マイク4本、グランドピアノ1台、スポットライト、プロジェクター（プロジェクターとPCをつなぐHDMIケーブルは利用者で準備してください。）

可動席 180 席（付属設備の使用料は不要）

## 当日の利用について

① 「兵庫区役所多目的ホール等使用許可書」を兵庫区役所地域協働課に提示してください。**許可書が確認できない場合、鍵をお渡しきれませんのでお気を付けてください。**

② 許可のあった部屋の鍵をお渡しします。

※夜間・土日・祝日の場合は一階の「夜間・休日受付窓口」にお申出ください。

③ 使用後、鍵を返却ください。

※夜間・土日・祝日の場合は一階の「夜間・休日受付窓口」に返却ください。

## 使用上の注意

- (1) 庁舎内だけでなく、敷地内も**禁煙**です。
- (2) 火気は使用しないでください。
- (3) 大中小会議室は防音設備がありません。楽器演奏等で区役所業務に支障が生じたり近隣からの苦情がある場合など、利用を中止し、今後の同種の利用について使用許可しないことがあります。
- (4) 飲食を伴う会合は原則禁止します（水分補給等の飲料は可）。
- (5) 飲み物類で床を汚さないように特に注意してください。汚した場合は、原状回復していただきます。
- (6) ホールのマイク・スポットライト・ピアノ・プロジェクターの準備は使用者で行ってください。
- (7) 大中小会議室は机・いすを使用前の配置に直してください。
- (8) みなとがわホールの、机・いす・マイク・ピアノを使用前の収納場所に直してください。
- (9) ホールの電動可動席について、電動の操作は職員がしますが、両側の転倒防止の鉄柵の取り付け取り外しのお手伝いをお願いすることができます。ご協力をお願いします。
- (10) 使用後は、清掃を行い、ゴミはお持ち帰りください。

## 使用許可について

多目的ホール等の使用については下記の場合許可できません。なお、許可をした場合でも、下記のいずれかに該当することが判明した場合は、使用の許可を取り消し、または、その使用を制限若しくは停止することとなりますのでご注意ください。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 多目的ホール等又は付属物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする使用であると認められるとき。
- (4) 多目的ホール等の管理上支障があると認められるとき。

(騒音等、その他他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為)

- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 4 条第 1 項第 3 号又は第 6 号に掲げる者が、同要綱第 5 条各号に掲げる事項のいずれかに該当したとき。また、使用許可後、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 4 条第 1 項第 3 号又は第 6 号に掲げる者が、同要綱第 5 条各号に掲げる事項のいずれかに該当すると判明したとき。

## そ の 他

多目的ホール等は、行政財産の目的外使用許可制度（行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、本市以外の者に行政財産を使用させること）に基づき区民の集会等の場として提供するものです。

国・兵庫県・神戸市の要請に基づき、やむを得ず利用の中止・日程の変更をお願いする場合があります。

使用上の注意を守らなかったり、区職員の指示に従わない場合、  
今後利用を許可しませんので、ご注意ください。